

児童手当からの 保育料、学校給食費等の徴収のご案内

1. 制度のご案内

保育料や学校給食費等を期限内に納付されている方とされていない方との受益者負担の公平性を確保するため、児童手当からの徴収を行います。(特別徴収及び申出徴収)

特別徴収及び申出徴収は、『児童手当受給者が保育料や学校給食等の費用を滞納している』場合のみ行います。

受給者の皆様におかれましては、各費用について滞納することがないように期限内の納付をお願いいたしますとともに、申出書の提出についてご協力いただきますようお願いいたします。

2. 特別徴収について

特別徴収は、保育料(現年度分)について滞納の状態が続く場合に、『町の判断』により児童手当からその滞納費用分を差し引いて児童手当を支給する制度です。特別徴収は、児童手当の各支払期(2月、4月、6月、8月、10月、12月)に行います。

(例)

- ・児童手当 2 か月分 30,000 円
- ・保育料滞納 20,000 円の方の場合

特別徴収

- ・児童手当総額 10,000 円
- ・保育料滞納 0 円 となります。

3. 申出徴収について

児童手当受給者が『学校給食費等の費用を滞納した場合に児童手当を充てる』旨の申出をすることにより、児童手当から学校給食費等の滞納している費用を差し引いて児童手当を支給する制度です。申出徴収は各支払期(2月、4月、6月、8月、10月、12月)に行います。受給者の皆様は申出書の提出についてご協力をお願いします。

◎徴収の対象となる費用

徴収対象費用	特別徴収	申出徴収	優先順位
保育料	○	○	第 1 位
学校給食費	×	○	第 2 位
児童クラブ育成料	×	○	第 3 位

重複して滞納している場合は、原則こちらの順位に従い徴収します。

(例)

- ・児童手当 2 か月分 30,000 円
- ・学校給食費滞納 10,000 円
- ・児童クラブ育成料滞納 10,000 円の方の場合

申出徴収

- ・児童手当支給額 10,000 円
- ・学校給食費滞納 0 円
- ・児童クラブ育成料 0 円 となります。

お問合せ先 矢吹町役場子育て支援課 0248-42-2230

「児童手当からの申出徴収及び特別徴収」に関する Q&A

Q1. 「申出書は必ず提出しなくてはならないの？」

A 児童手当からの申出徴収は、「各費用に滞納がある場合」に実施します。滞納している費用がない限り、徴収の対象とはなりませんので、提出にご協力下さい。

Q2. 「申出書を提出しなくても特別徴収は実施されるの？」

A 特別徴収は保育料(現年度分)に滞納がある受給者を対象に、受給者本人の意思によらず、町の判断により、強制的に徴収を実施する制度です。なお、申出書を提出していただいた場合は、申出徴収として実施することになります。

Q3. 「申出の内容を変更したいときはどうすればいいの？」

A 「申出徴収変更・撤回申書」を提出いただきます。希望の際は、子育て支援課窓口にお越しいただくか、子育て支援課へお問い合わせください。

Q4. 「申出書はどこに提出すればいいの？」

A 申出書の提出先は以下のとおりです。

担当費目	提出先	連絡先	
		担当課	電話番号
学校給食費 学校諸会費	各小中学校	教育振興課 学校教育係	0248-44-4400
保育園保育料	子育て支援課 幼稚園保育園係	子育て支援課 幼稚園保育園係	0248-42-2230
児童クラブ 育成料	子育て支援課 幼稚園保育園係	子育て支援課 幼稚園保育園係	0248-42-2230

お問い合わせ先
矢吹町役場子育て支援課（保健福祉センター内）
0248-42-2230